

生駒市設計業務等表彰要領

（目的）

第1条 この要領は、生駒市が発注した建設工事に係る設計業務等（以下「設計業務」という。）のうち成績が優秀な設計業務の受注者及び管理技術者（以下「技術者」という。）を表彰するために必要な事項を定めることによって、その技術及び意欲の向上を図り、もって本市における設計業務の品質の向上及び適正な設計業務に資することを目的とする。

（表彰の区分と対象）

第2条 表彰は、次の各号に定めるところによる。

- （1）優良設計業務受注者表彰 設計業務において優秀な成績評定を納めた受注者を対象とする。
- （2）優良設計業務技術者表彰 前号の規定において選定された設計業務の技術者を対象とする。

（表彰の審査対象設計業務）

第3条 表彰の審査対象となる設計業務は、生駒市設計業務等成績評定要領第2条に規定する。

（表彰の審査）

第4条 表彰の対象となる受注者及び技術者は、生駒市建設工事等入札参加者資格審査要綱第2条に規定する生駒市建設工事等入札参加者資格審査委員会が審査及び選定を行い、市長に報告するものとする。

（表彰の審査基準）

第5条 表彰年度の前年度に完了した設計業務で、生駒市設計業務等成績評定要領に基づき施行された成績評定点（評定点合計）が80点以上となる設計業務を履行した受注者及び当該設計業務における技術者の評定点が80点以上の技術者に対して表彰を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、表彰の対象となる受注者が、表彰年度の前年度当初から表彰する前日までの間において、次の各号のいずれかに該当するときは表彰を行わない。

- （1）生駒市設計業務等成績評定要領に基づき施行された成績評定点（評定点合計）が65点未満となる設計業務があったとき、又は法令遵守等の考査項目が減点評価の設計業務があったとき。

- (2) 生駒市入札参加資格が消滅したとき。
- (3) 生駒市建設工事等入札参加資格者入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止の措置を受け、又は受けるおそれがあるとき。
- (4) その他、市長が表彰するに不相当であると認めるとき。

(表彰の方法)

第6条 表彰は市長が行い、表彰状を授与する。

2 表彰は、毎年度1回行う。

(庶務)

第7条 表彰に係る庶務は、契約検査課が処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要領は、平成25年7月1日から施行する。
- 2 この要領における第5条については、一般競争入札にあたっては公告日、指名競争入札にあたっては、指名通知日が平成25年7月1日以降の設計業務を対象とする。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。